

In transition

IFRS第17号の適用に関する最新情報

2022年3月15日

No. 2022-03

IFRS解釈指針委員会がIFRS第17号「保険契約」に関連する初めての暫定的なアジェンダ決定を公表

要点

2022年3月15日、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」の適用に関する初めての要望書を検討しました。この要望書は、IFRS第17号を適用する際の利益の認識についてIFRS ICに質問するものでした。保険会社は、保険契約の測定に未稼得利益を含めており、保険会社がサービスを提供する期間にわたり収益として認識します。この要望書は、各期間における年金契約グループによって提供されるサービスを決定するための2つのアプローチを示しており、それらのアプローチが、保険契約グループによって提供される保険契約サービスを反映するというIFRS第17号の原則に合致しているかどうかを質問しています。

包括的な議論を経て、IFRS ICは、アプローチのうち1つのみが容認可能であると決定し、暫定的なアジェンダ決定を公表することに合意しました。暫定的なアジェンダ協議は、通常、60日間のコメント期間を設けた公開協議の対象となります。

背景

1. IFRS第17号は、2023年1月1日以後に開始する事業年度に初めて適用されます。
2. IFRS第17号を適用する場合、保険契約グループの測定には契約上のサービス・マージンが含まれており、これは当該契約グループにおける未稼得利益を反映しています。保険会社は、グループ内の保険契約者への保険契約サービスの提供に応じて、契約上のサービス・マージンを純損益で認識します。
3. IFRS第17号は、契約上のサービス・マージンを、当期に提供された「カバー単位」と将来に提供されると見込まれる「カバー単位」に同様に配分することで、保険契約サービスを反映するべきであるという原則を定めています。「カバー単位」は、契約によって提供される給付の量とカバーの予想期間を考慮して決定されます。

PwC の所見:

この要望書は、英国の生命保険会社との議論を経て、英国勅許会計士協会(ICAEW)によって作成されたものです。ただし、要望書は、スペインを含む英国外の保険会社にも広く適用される可能性があります。IFRS ICがIFRS第17号に関連する要望書を検討したのは、今回が初めてです。2022年2月、IFRS ICは、このアジェンダ協議の準備に役立てるため、適用されるIFRS第17号の要求事項の概要およびそれらの要求事項に関連するその他の背景について検討しました。

IFRS 解釈指針委員会の3月会議における議論

4. 要望書には2つのアプローチが示されており、この2つのアプローチが保険契約グループによって提供される保険契約サービスを反映するというIFRS第17号の原則を満たしているかどうかについて質問しています。これらのアプローチでは、各期間に提供される給付の量は以下になります。

- アプローチ A: 定額の年間給付(すなわち、その期間に支払われる保険金額)
- アプローチ B: 当期および将来の給付の現在価値(すなわち、契約期間にわたって支払われると見込まれるすべての保険金額)

5. IFRS ICは、即時年金契約グループと据置年金保険グループの両方について、この2つのアプローチの影響を分析しました。特に、IFRS ICは、保険契約者が死亡まで一定の給付を受け取る10件の一時払い即時年金契約の設例を通じて、この分析を行いました。IFRS ICは、2つのアプローチを支持する要望書の主張を検討しましたが、1名の委員を除き、アプローチBはIFRS第17号B119項の原則を満たしていないと結論付けました。大半の委員が、アプローチBは、保険会社が有効な保険金請求を支払う義務を負わない期間(例えば、据置年金期間)に給付の量を配分することになると指摘し、保険契約者が将来期間にのみ行使できる保険請求権を考慮した場合、このアプローチは、ある期間の給付の量を誤って表示することになると指摘しました。

PwC の所見:

IFRS ICは、保険会社への保険リスクの移転は、保険会社が報酬を請求する保険契約者への給付であると認識しつつも、このリスクに対するマージンはリスク調整によって表示され、その結果、契約上のサービス・マージンには含まれないと指摘しました。

6. この結論を受けて、IFRS ICは、基準設定プロジェクトをワークプランに追加すべきかどうかについて検討しました。IFRS ICは、当該プロジェクトをワークプランに追加せず、代わりに、要望書に記載されているIFRS第17号で適用される要求事項を示し、また、企業が年金契約グループによって提供される給付の量の決定方法を説明する暫定的なアジェンダ決定を公表することを決定しました。

PwC の所見:

IFRS ICは、財務報告を改善するために要求事項を追加または変更する必要がある場合、すなわち、基準書における原則および要求事項が、要求される会計処理を決定するのに十分な基礎を企業に提供していない場合にのみ、基準設定プロジェクトをワークプランに追加すると決めています。

IFRS ICが基準設定プロジェクトを追加しない決定を行った場合、関連する要求事項の適用を「ウォーク・スルー」する暫定的なアジェンダ決定を公表します。アジェンダ決定は、基準設定プロジェクトがワークプランに追加されなかった理由を説明する1つの方法であり、多くの場合において、説明的資料が含まれています。この説明的資料の権威は、基準書自体に由来します。説明的資料は、IFRSの一貫した適用のためのガイダンスを提供することを意図しており、企業は、アジェンダ決定における説明的資料を考慮して、該当する基準書を適用することが求められています。

IFRS ICは、協議文書に含まれた暫定的なアジェンダ決定の草案について議論していくつかの文言の提案を行い、IFRS ICスタッフは反映することに合意しました。協議文書における暫定的なアジェンダ決定には、次のようにすべきという提案を含んでいます。

- 暫定的なアジェンダ決定によって考慮された点のみについて、より正確に説明する簡単な数値例を含める。
- 事実パターンには投資要素が存在しておらず、したがって、契約によって提供される保険カバー以外のサービスが存在しないことを明確にする。

- 事実パターンのbにおける「定額の年間給付を受け取る」を「定期または定額の年間支払を受け取る」に置き換える。
- 方法1に記載のサービスは、「当期に支払われる保険金額」ではなく、「当期に正当な保険金請求が行われる可能性のある金額」に関連していることを明確にする。この草案は、2018年のTRGの議論と整合している。

これは網羅的なリストではありません。カバー単位への配分に関する規範的ガイダンスが比較的不足していることを踏まえ、保険会社は、暫定的なアジェンダ決定が公表された場合にはそれを注意深く検証し、アジェンダ協議にコメントを提出するかどうかを検討しなければなりません。

次のステップ

7. 暫定的なアジェンダ決定は、コメント要請と共に IFRS 財団のウェブサイトですぐ入手可能となります。コメント募集期間は通常 60 日間です。コメント期間の終了後、IFRS IC は受け取ったコメントを分析するアジェンダ・ペーパーを検討し、暫定的なアジェンダ決定を最終化するかどうかを決定します。

PwCの所見:

ある委員は、この暫定決定が、IFRS ICはIFRS基準書の追加は行わないというIFRS ICの権限を超えているという懸念を提起しました。また、同委員は、IFRS第17号の適用に意図していない結果が生じる可能性についての懸念も表明しました。これに対し、スタッフは、この質問と、委員会が過去に取り上げた顧客に提供される財またはサービスに関連する他の質問との類似点を指摘しました。加えて、委員長は、暫定的なアジェンダ決定は公開協議の対象となり、最終化された場合には、国際会計基準審議会 (IASB) による批准を受けなければならないと指摘しました。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.